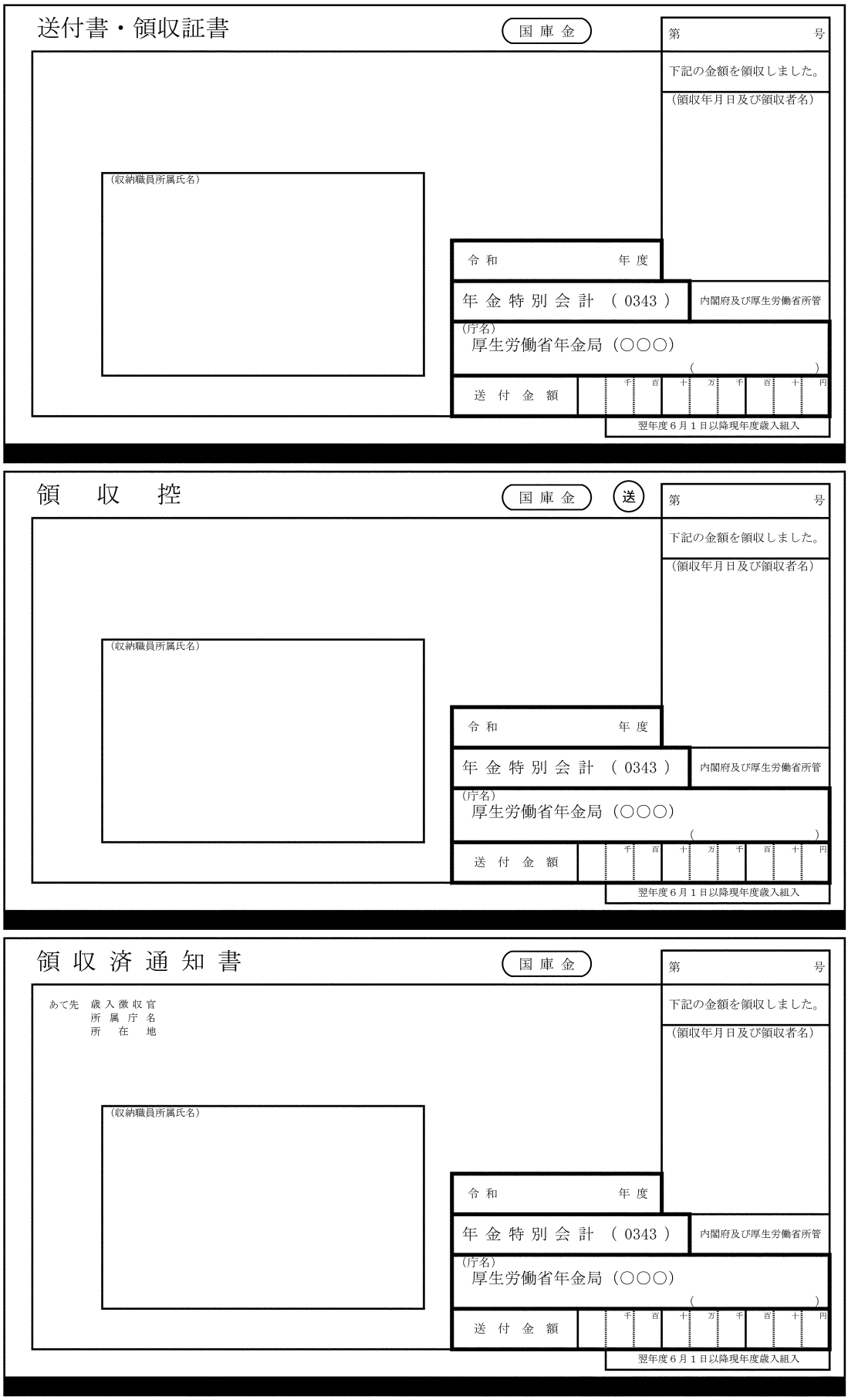
様式第二号を次のように改める。

様式第二号（第十九条の二十四関係）



備　考
１．用紙寸法は各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
２．各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
３．各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
４．必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

（特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第百十四条　特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。